

「令和4年度川崎市認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対する集団指導に係る講習業務委託」の  
業務説明資料に関する質問への回答

更新日：令和4年9月13日

質問番号	質問内容	回答	備考
1	提案書の内容には、実施日と実施場所もご提案する必要がありますでしょうか。	詳細は不要ですが、規模や実施回数、時間は御提案をお願いいたします。	
2	研修の実施は平日のみでしょうか。土日祝も含むことは可能でしょうか。	土日祝日の開催も可能になります。	
3	受託決定後に実施日や会場を決める場合ですが、この時期からの会場確保がかなり難しく、提案書に記載した予定講師（複数名）の都合が合わなくなることを懸念しております。その場合、予定講師の変更は可能でしょうか。また、他の自治体様のように会場の確保は川崎市様にもご協力いただくことは可能なのでしょうか。	予定講師の変更につきましては、やむを得ない事情がある場合には、川崎市との協議となります。  会場の確保につきましては仕様書のとおり、事業者様で会場の確保をお願いいたします。ただし、上記回答のとおり土日祝日の開催や仕様書のとおり複数回に分けて開催することは差し支えございませんので、ご検討ください。	
4	「業務説明資料」の「5 実施方法及び講習内容」の（1）についてですが、「救急救命に関する実習を必ず取り入れること（ただし、オンラインコンテンツによる実施の場合はこの限りではない）。」とは、この講義に限り受講生が会場にて動画で習得するというのでしょうか。講師はこの場に居なくてもよいということでしょうか。もう少しご説明いただけますと幸いです。	講習を実施するにあたってオンラインコンテンツを利用する場合には、救急救命に関する実習のオンライン実施は不可能ですので、講習の中には含まなくてもよいという趣旨です。ただし、オンラインコンテンツはコロナの感染拡大など、やむを得ない場合を想定しており、救急救命に関する実習を取り入れていただく方が望ましいです。	
5	プロポーザルのヒアリングですが、提案書提出期限日からヒアリングまでの日程期間がかなり短く、特に外部の専門家（大学教員等）を講師として依頼する場合、川崎市様にご指定いただく日時に予定講師が出席できない可能性があります。事前に候補日をご提示いただくことは可能でしょうか。また、講師が複数名となる場合は、予定講師の中から代表者が出席して他の講義もご説明すればよろしいでしょうか。	ヒアリングの日程は、決まり次第お知らせをいたします。  また、ヒアリング当日は、ヒアリングに御対応いただける方、お一人の出席でも可能です。	
6	受託決定後に、受託者が、例えば、開催日がすべて2月中、そして会場確保の関係で、開催地が南部・中部・北部のすべて地域では開催できないということがあってもご容赦いただけるのでしょうか。	開催日がすべて2月中になることについては、差し支えございません。  開催地につきましては、具体的な区までの指定はなく、広く開催していただくことを主旨として記載しておりますので、その主旨を御考慮いただければと思います。	